

石川県柔道連盟

各種行事の**実施条件の変更**について

2020年10月19日

石川県柔道連盟
新型コロナ感染症対策委員会

【変更の経緯】

- ・経済活動の活性化に伴い、県を跨いでの移動に対して世の中が寛容的になってきている。
- ・多くのスポーツにおいて大会が開催されるなど、スポーツ活動においても動きがみられるようになってきている。
- ・これまで比較的感染状況が穏やかな「北信越地区」に限定していた各種事業の実施条件であるが、感染状況を考慮し、地区の枠に捉われず、対応できるようにしたい。

【変更点】

1. 競技会における観客の動員
2. 県をまたぐ合同練習・合宿・競技会の範囲拡大
3. 県外チームを招待しての合同練習・合宿・競技会の範囲拡大
4. 県をまたぐその他の柔道関連事業の範囲拡大

1. 競技会の実施

【継続事項】

- 石川県内で開催するにあたっては、県柔連主催・後援・その他に関わらず、対策委員会に対し、感染症対策申告書を提出し、対策などを協議したうえで実施する。
- 健康チェックシート記載事項（2週間前からの健康チェック等）を参加条件とする。
- 大会等を中止する基準は、
「（国・県による）緊急事態宣言（に類するものも含む）が発出された場合」
「対策委員会において定められた指針に抵触する場合*」
*現在は特に定めていないが、今後状況に応じ定める可能性がある
- 「施設の使用許可がおりない場合」を想定し、代替施設を確保しておくこと。
- 所属する学校が休校措置中の場合、その期間中はいかなる事情があっても大会への参加は認めない。※少年団も例外ではない。

1. 競技会における観客について

【変更前】

原則、今年度においては無観客での実施とします。制限付きであっても保護者や観客を入れる場合には、その理由と詳細な対策を申請書に示してください。

【変更後】

→ 原則、今年度においては無観客での実施とするが、以下の条件を満たしていれば保護者や観客を動員できるものとする。

- ・ 県未満の規模であること（県規模大会は2020年度中は無観客で統一とする）
- ・ 有観客の場合、常時、「会場収容人数 \geq 選手数 + 役員数 + 観客数」であること
 - ※ 「会場収容人数」とは、施設における制限が課された後の数
 - ※ 制限のない場合でも、競技の特性を考え、観覧席は通常の収容人数の 1/3以下 とする。
- ・ 観客においても選手役員と同様の参加条件（チェックシート等）のもと、入場の管理を行うこと
 - ※ 入場時間指定 or 受付担当を常時配置など

2. 県をまたぐ合同練習・合宿・競技会への参加

【変更後】

□ 移動できる範囲は限定しない

①但し、以下の都道府県においては、条件を満たしたうえで参加を認めることとする。

(2020年10月19日時点)

・北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都、愛知、福岡、沖縄

・実施する県の「実効再生産数」を実施3日前に確認し、その値が1以下であること

→1を上回っている場合は、参加を認めない。実効再生産数の確認は下記webサイトにて行うこと。

【東洋経済オンライン】 <https://toyokeizai.net/sp/visual/tko/covid19/>

※都道府県を選択し、その県の数値を参照する

②その他の県においては、参加1週間前からの感染状況を把握し、総合的に判断すること。

また、実施可能と判断した根拠を関係者(学校や保護者)に通達すると同時に、書面に残しておくこと。

2. 県をまたぐ合同練習・合宿・競技会への参加

【全国共通】

- 大会や合宿を主催する団体が行う感染症対策や参加団体を事前に把握すること
 - ①対策に不足があり、チームでの独自の追加対策を実施できない場合、参加を認めない。
 - ②感染が増加傾向にある県のチームがその行事に含まれている場合は、特に制限はしないが、
 - ①と照らし合わせ、総合的に判断すること

- 通常の稽古よりも感染リスクが高いことを認識し、選手の寝食においても対策を怠らないように指導する。
- 指導者や保護者は行事の目的を理解し、大人数での懇親会や会食は慎む。
- 県外行事に参加した場合、行事終了後2週間は県内の他団体との接触や各種行事への参加は認めない。
- 参加に関しては保護者の同意は必須とするが、正当な理由により不参加となった選手が不利益を被ることのないように注意すること。また、参加せざるを得ない状況に選手や保護者を追いやり（参加しない場合は大会に出さない等）、形だけの同意書とならないように注意すること。これらはハラスメントの観点から、指導者資格の停止などの処分を受ける可能性があるため、注意すべき事柄である。

3. 県外チームを招待しての合同練習・合宿・競技会

【変更後】

- 招待できる範囲は限定しない。
- 主催する団体は招待チームに対して、大会参加条件と同等の制限（健康チェックシート記載内容）を設ける。感染症対策を事前に示し、稽古以外の行動においても主催団体が責任をもって対策を講じること。
- 基本的に、2の遠征と同等の対策を講じること。
- 県外チームを招待し行事を行なった場合、行事終了後2週間は県内の他団体との接触や各種行事への参加は認めない。

事前連絡・事後連絡について

【変更後】

- 実施する際には、対策委員会への事前連絡は不要（競技会は必要）
但し、県体協や県柔連の強化費を使用する事業においては、県柔連強化委員長（川端先生）へ事前に連絡すること
- 参加団体で感染者が出た場合は、必ずその時点で県対策委員会へ連絡すること。

【感染者が出た場合の報告義務】

- いかなる状況においても、所属や主催行事の参加団体において、**感染者が出た場合は直ちに県対策委員会へ報告**してください。

※報告先：鈴木貴士 (suzuki-t@neptune.kanazawa-it.ac.jp)

その後、対策委員会メンバーにて対応を協議いたします。

- 報告後、直ちに「感染者・濃厚接触者報告書」（指定書式）を作成してください。
- 主催団体、所属団体複数名に対し、対策委員会によりヒアリングを実施いたします。
- ヒアリングの結果をもとに、早急に県内全団体に対し、感染の事実や詳細、再発防止を促すための通知をいたします。
- 【重要】全柔連への報告手順は、団体 → 県柔連 → 全柔連 といたします。

【その他 活動における注意点】

- ・練習時間は「制限なし」と全柔連指針では示されているが、これまで（コロナ流行以前）の各カテゴリーにおける活動ガイドライン（頻度、時間）を遵守すること。
- ・感染リスクが高まる時期に入るので、これまで行なってきた感染予防を「新しい生活様式」として緩めることなく、継続すること。
- ・各種行事の参加において、未成年は必ず保護者の承諾を得ること。また、
- ・柔道活動以外で感染する可能性もあることから、指導者、選手のみならず、保護者も「不要不急」の旅行や会食など感染リスクを高める行動は、極力慎むようにすること。
- ・各種行事の計画についての相談は、対策委員会メンバーへお願いします。

【2週間制限の具体例】

ケース	判断	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
①	可	県外	県外													試合	試合
②	可	招待	招待													試合	試合
③	不可	県外	県外						招待	招待						試合	試合
④	不可	招待	招待						招待	招待						試合	試合
⑤	全員不可								選抜	選抜	選抜組と残留組が接触					試合	試合
⑥	一部可								選抜	選抜	選抜組と残留組が非接触					試合	試合

①と②は、県外者との接触が1週空いているため可とする。

③と④は、県外者との接触が2週にわたり連続しているため、不可

⑤は、選抜組が戻ってきた後、残留組と接触しているため、残留組にも感染の可能性があることから、全員不可

⑥は、選抜組が戻ってきた後、残留組と接触していないため、感染のリスクは低いと判断し、残留組のみ可

※但し、稽古時以外も「新しい生活様式」を遵守している前提